

兵庫県公報

平成21年7月24日 金曜日 第2101号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 淡路市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	8
○ 救急病院の認定（医務課）	8
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	9
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（水産課）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	9
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（同）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	10
○ 入札公告（但馬県民局）	11
正 誤	
○ 平成21年6月2日付け兵庫県公報第2086号中	16

告 示

兵庫県告示第846号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成21年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
斗ノ内	北ノ谷	221 222の2	斗ノ内	居屋敷
	前	225		
	樋ノ口	275の7		

	居屋敷	285の2	斗ノ内	甚兵衛家ノ上
	川	329	斗ノ内	貝 殻
	居屋敷	334の1の1の1の2 334の5 334の6		
新 村	荒 神	608	新 村	小 原
	小 原	616の1 616の4	新 村	荒 神
遠 田	木 瓜	1003の1 1003の2 1004の1	遠 田	水 坪
	小 原	1083	遠 田	丸 山

上記のほか、変更前の区域に隣接在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成21年3月31日現在の地番である。



兵庫県告示第847号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
坂本眼科	明石市本町1-3-11	医療法人社団坂本眼科	平成20年6月11日
いづつ歯科	同 市西明石南町3-3-30西明石NKビル3F	井 筒 正 厳	平成21年6月1日
フジタ歯科	同 市藤江1493-1	藤 田 耕 治	同
芦屋三条グローバル薬局	芦屋市三条南町13-16ソレイユ芦屋101	有限会社グローバル薬局	平成21年6月16日
ゆかりメンタルクリニック	同 市月若町8-2 S. T芦屋川2F	堀 江 由香里	同 年7月1日
医療法人社団まえたペインクリニック	伊丹市伊丹1-10-14アリオ1・201-3	医療法人社団まえたペインクリニック	同 年5月1日
アイ薬局	同 市鴻池3-4-3	有限会社アイ	同 年6月1日
やまいけ眼科	豊岡市出石町福住1316	医療法人社団山翔会	同 年4月1日
よこやま眼科クリニック	加古川市西神吉町岸字溝尻100-11	中 村 護	同 年5月4日
うさぎ堂薬局	同 市加古川町溝之口507サンライズビル1F	有限会社うさぎ堂薬品	同 年6月1日
マリーンすみれ薬局	宝塚市中筋7-73-4	メグコーポレート株式会社	同 年4月9日
ダイエー薬局	同 市売布東の町21-22	株式会社ダイエー	同 年5月1日
さわやか歯科クリニック	同 市伊子志3-7-9	富士田 忠 彦	同 月19日
はぎはら内科医院	高砂市阿弥陀1-5-28	萩 原 良 輔	平成21年6月9日
医療法人社団織田内科診療所	川西市見野2-20-9	医療法人社団織田内科診療所	同 年5月1日
木下クリニック	同 市小花1-6-20	木 下 昌 重	同 年6月1日

久枝歯科医院	加西市北条町古坂2-160	医療法人社団久枝歯科医院	同 月 8 日
たなかホームケアクリニック	篠山市宇土305-1	田 中 章太郎	同 月 1 日
浅原薬局	丹波市春日町黒井486-2	浅 原 加代子	同
みどりの眼科クリニック	川辺郡猪名川町紫合字東垣内400	木 戸 啓 文	平成21年7月2日
坂東歯科医院	加古郡稲美町岡231	坂 東 毅	同 年4月1日



兵庫県告示第848号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
篠山市国民健康保険今田診療所	篠山市今田町今田新田17-1	医療機関名称	篠山市立今田診療所	篠山市国民健康保険今田診療所	平成21年4月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
坂本眼科	明石市本町1-3-11	坂 本 信 一	平成8年8月31日
フジタ歯科	同 市藤江1494-6神足ビル2F	藤 田 耕 治	平成21年5月31日
M. 城田医院	伊丹市中央1-4-8	城 田 勲	平成20年3月31日
まえだペインクリニック	同 市伊丹1-10-14アリオI・201-3	前 田 成 夫	平成21年4月30日
アイ薬局	同 市鴻池3-4-3	有限会社アイ	同 年5月31日
飯田眼科	豊岡市出石町福住1316	医療法人社団飯田眼科	同 年3月31日
よこやま眼科クリニック	加古川市西神吉町岸字溝尻100-11	横 山 大 輔	同 年5月3日
すみれ薬局	宝塚市中筋7-73-4	株式会社ジェネシス	同 年4月8日
橋本医院	高砂市阿弥陀1-5-28	橋 本 洋 佑	同 年6月7日
織田内科診療所	川西市見野2-20-9	織 田 行 雄	同 年4月30日
浅原薬局	丹波市春日町黒井365-1	浅 原 加代子	同 年5月31日
木村眼科	朝来市和田山町和田山232	木 村 芳 子	同 月12日
坂東歯科医院	加古郡稲美町岡231	坂 東 弘 志	平成21年3月31日

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
医療法人久信会安倉病院	宝塚市安倉中4-1-15	医療法人久信会	平成21年5月8日



兵庫県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用

具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
ふたみ居宅介護支援事業所	明石市二見町東二見1982	有限会社ふたみ福祉介護サービス	居宅介護支援	平成21年 5月 1日
福祉用具のお店ふたみ	同 上	同 上	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
洲本市地域包括支援センター	洲本市港 2-26	洲本市長	地域包括支援センター	平成21年 4月 1日
洲本市訪問介護事業所	同 市山手 2-2-26	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同 月11日
訪問介護普通の暮らし	同 市栄町 3-1-29	株式会社普通の暮らし	同 上	平成21年 5月20日
星優訪問看護ステーション	伊丹市荒牧 6-16-2	医療法人社団星晶会	訪問看護、介護予防訪問看護	平成20年 5月 7日
伊丹南野デイサービスセンター	同 市南野 2-3-25	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	通所介護、介護予防通所介護	平成21年 4月 1日
伊丹中央デイサービスセンター	同 市行基町 1-98	同 上	同 上	同
伊丹荒牧デイサービスセンター	同 市荒牧 5-16-27	同 上	同 上	同
伊丹サンシティデイサービスセンター	同 市中野西 1-141	同 上	同 上	同
介護老人保健施設ケアハイツいたみ	同 上	同 上	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	同
医療法人社団まえたべインクリニック	伊丹市伊丹 1-10-14アリオ I・201-3	医療法人社団まえたべインクリニック	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成21年 5月 1日
いろは訪問看護ステーション	同 市鈴原町 8-62-1	株式会社いろは	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年6月 1日
茶話本舗デイサービスセンター花園	豊岡市若松町 6-26	グッドライフ株式会社	介護予防通所介護	同
小規模多機能型居宅介護事業所「かこのさと」	加古川市平荘町山角251-2	社会福祉法人福竹会	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成21年 2月 1日
アーチ訪問介護野口	同 市野口町良野1762	株式会社シーナ	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年4月 1日
アーチ・デイサービス野口	同 上	同 上	通所介護、介護予防通所介護	同
アーチ居宅介護支援事業所野口	同 上	同 上	居宅介護支援	同
デイサービスあすか	加古川市平岡町新在家2000-21	有限会社であい	通所介護、介護予防通所介護	平成21年 5月 1日

ケアプランあすか	同 上	同 上	居宅介護支援	同
地域包括支援センターかこがわ	加古川市加古川町寺家町16-11	社会福祉法人福竹会	地域包括支援センター	平成21年6月1日
療養通所介護さくらんぼ	同 市東神吉町神吉708-1	医療法人共立会	通所介護	同
デイサービスセンターわかば	赤穂市坂越1722-20	特定非営利活動法人まごころ	通所介護、介護予防通所介護	同
ツクイ赤穂	同 市さつき町34-7	株式会社ツクイ	同 上	平成21年7月1日
株式会社世	宝塚市安倉南1-19-3	株式会社世	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年5月1日
訪問介護ステーションさくら	同 市南ひばりが丘1-7-12	有限会社エコソシエ	訪問介護	同 年6月1日
ケアサポートきらら	同 市高司3-7-12	株式会社エントリー・スタッフ	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同
宝塚医療生協ヘルパーステーションさがん	同 市清荒神1-11-1	宝塚医療生活協同組合	訪問介護、介護予防訪問介護	同
訪問看護ステーションみなぎの	三木市吉川町大沢39-6みどり荘102	一般社団法人自立支援センタースクラム	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	同
プラスワンケアサポートセンター	川西市栄町25-1	プラスワンケアサポート株式会社	居宅介護支援	平成20年6月3日
りんどう訪問入浴介護サービス	同 市多田桜木2-3-28	有限会社Dガレージ	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問介護	平成21年3月5日
医療法人協和会協立訪問看護ステーション	同 市中央町15-5	医療法人協和会	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年5月1日
医療法人協和会スミス訪問看護ステーション	同 市平野3-2-13	同 上	同 上	同
おだがき循環器内科クリニック	同 市久代6-2-4-123	小田垣 正 言	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成21年6月1日
香楽園デイサービスセンター	加西市鶴野町字東中条1750	社会福祉法人健仁会	通所介護、介護予防通所介護	同 年5月1日
香楽園	同 上	同 上	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	同
たなかホームケアクリニック	篠山市宇土305-1	田 中 章太郎	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成21年6月1日
あさがおホールデイサービスセンター	朝来市新井148	社会福祉法人ひまわり	通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	同 年5月1日

あさがおホール訪問介護事業所	同 上	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同
特別養護老人ホームあさがおホール	同 上	同 上	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同
短期入所生活介護 社すみれ園	加東市藤田字東山944-27	社会福祉法人すみれ福祉会	同 上	平成21年4月1日
加東市訪問看護ステーション	同 市家原130	加東市長	訪問看護、介護予防訪問看護	同
加東市居宅介護支援事業所	同 上	同 上	居宅介護支援	同
加東市訪問入浴サービスさわやか	加東市社25	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	同
デイサービスきずな	美方郡新温泉町井土1025-1	デイサービス絆株式会社	通所介護、介護予防通所介護	平成21年6月1日



兵庫県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社すみれ園 デイサービスセンター	加東市藤田字東山944-27	事業所名称	デイサービスセンタープライエムやしろ	社すみれ園 デイサービスセンター	平成21年4月1日
居宅介護支援事業所 社すみれ園	同 上	同 上	居宅介護支援事業所プライエムやしろ	居宅介護支援事業所 社すみれ園	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
洲本市地域包括支援センター	洲本市五色町都志大日707	洲本市長	地域包括支援センター	平成21年3月31日
洲本市訪問介護事業所	同 市本町港2-26	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年4月10日
星優訪問看護ステーション	伊丹市西台2-1-10西台ビル	医療法人社団星晶会	介護予防訪問看護	平成19年9月30日
伊丹市立南野デイサービスセンター	同 市南野2-3-25	伊丹市長	通所介護、介護予防通所介護	平成21年3月31日
伊丹市立中央デイサービスセンター	同 市行基町1-98	同 上	同 上	同
伊丹市立荒牧デイサービスセンター	同 市荒牧5-16-27	同 上	同 上	同
伊丹市立サンシティデイサービスセンター	同 市中野西1-141	同 上	同 上	同

伊丹市立介護老人保健施設ケアハイツいたみ	同 上	同 上	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	同
まえだペインクリニック	伊丹市伊丹1-10-2アリオ I・201-3	前 田 成 夫	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成21年4月30日
いろは訪問看護ステーション	同 市鈴原町8-62-1	株式会社ハッピーコーポレーション	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年5月31日
地域包括支援センターかこがわ	加古川市加古川町栗津1012セイコービル2F	社会福祉法人福竹会	地域包括支援センター	同
朝来市特別養護老人ホームあさがおホール	朝来市新井148	社会福祉法人ひまわり	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	平成21年3月31日
プライエムやしろ	加東市藤田字東山944-27	社会福祉法人宏智会	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同 年2月1日
加東市訪問看護ステーション	同 市社25	加東市長	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年3月31日
ラポートやしろ居宅介護支援事業所	同 上	同 上	居宅介護支援	同
加東市訪問入浴サービスさわやか	加東市岡本1571-1	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	訪問入浴介護	同
ケアプランセンターであい	加古郡播磨町野添1469-6	有限会社であい	居宅介護支援	平成18年12月31日
ヘルパーステーションであい	同 上	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同
デイサービスであい	同 上	同 上	通所介護、介護予防通所介護	同

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
星優訪問看護ステーション	伊丹市荒牧6-16-2	医療法人社団星晶会	訪問看護、介護予防訪問看護	平成20年10月1日
りんどう訪問入浴介護サービス	川西市多田桜木2-3-28	有限会社Dガレージ	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年3月31日



兵庫県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
大 谷 太 郎	大谷接骨院	たつの市龍野町富永499-1	平成21年4月8日
濱 田 誉 範	えいむ鍼灸整骨院	宝塚市売布東の町16-6	同 年6月8日

稲 見 光 利	いなみ整骨院	加東市上中 2-66-101	同 年 7 月 1 日
三 宅 政 寛	三宅整骨院	赤穂郡上郡町高田台 4-8-21	同 年 6 月 17 日



兵庫県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
大 谷 太 郎	大谷接骨院	たつの市新宮町井ノ原430-1	平成21年 4月 7日



兵庫県告示第853号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 北都病院
所 在 地 神戸市北区山田町下谷上字門口10番地の3
認 定 年 月 日 平成20年11月16日
認定の有効期限 平成23年11月15日
- 2 名 称 社会保険神戸中央病院
所 在 地 神戸市北区惣山町2丁目1番地の1
認 定 年 月 日 平成21年 7月 1日
認定の有効期限 平成24年 6月30日
- 3 名 称 医療法人社団 山田脳神経外科医院
所 在 地 姫路市東辻井4丁目10番16号
認 定 年 月 日 平成21年 7月 1日
認定の有効期限 平成24年 6月30日
- 4 名 称 医療法人社団綱島会 厚生病院
所 在 地 姫路市御立西4丁目1番25号
認 定 年 月 日 平成21年 7月 1日
認定の有効期限 平成24年 6月30日
- 5 名 称 医療法人社団仁恵会 石井病院
所 在 地 明石市天文町1丁目5番11号
認 定 年 月 日 平成21年 6月 1日
認定の有効期限 平成24年 5月31日
- 6 名 称 あさひ病院
所 在 地 明石市林崎町2丁目1番31号
認 定 年 月 日 平成21年 6月15日
認定の有効期限 平成24年 6月14日
- 7 名 称 明石回生病院
所 在 地 明石市二見町東二見549番地の1

- 認定年月日 平成21年 7月 7日
- 認定の有効期限 平成24年 7月 6日
- 8 名 称 とくなが病院
- 所在地 たつの市神岡町東鶯崎473番地の5
- 認定年月日 平成21年 6月24日
- 認定の有効期限 平成24年 6月23日
- 9 名 称 三木山陽病院
- 所在地 三木市志染町吉田1213番地の1
- 認定年月日 平成21年 7月 1日
- 認定の有効期限 平成24年 6月30日
- 10 名 称 医療法人聖医会 佐用中央病院
- 所在地 佐用郡佐用町佐用3529番地の3
- 認定年月日 平成21年 6月24日
- 認定の有効期限 平成24年 6月23日



兵庫県告示第854号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地区名
洲本市	南谷地区



兵庫県告示第855号

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中

- 「鳥 飼 加 入 区 五色町漁業協同組合の地区のうち鳥飼の区域
- 湊 加 入 区 湊漁業協同組合の区域

を

「鳥飼、湊加入区 五色町漁業協同組合の地区のうち鳥飼の区域及び湊漁業協同組合の区域」
に改める。



兵庫県告示第856号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第1号の規定により、次のとおり処分した旨阪神北
県民局長から報告があった。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
- 商号又は名称 株式会社太陽ハウジング
- 代表者氏名 白 川 元 泰
- 事務所所在地 伊丹市森本 1 -21- 1
- 免許番号 兵庫県知事(1)第300199号
- 免許年月日 平成16年 7月30日

2 処分の内容
免許の取消し



兵庫県告示第857号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 サンテン不動産
代表者氏名 東 浦 謙 至
事務所所在地 神戸市中央区元町通 5 - 2 - 3 - 801
免許番号 兵庫県知事(8)第8204号
免許年月日 平成18年 4月14日

2 処分の内容
免許の取消し



兵庫県告示第858号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成21年 7月24日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 2 課において縦覧に供する。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21但八位置 0001号	21. 7. 6	養父市八鹿町八木字大垣164番 6、164番 7、 164番10、165番 1、163番15	4.00 5.00	50.00 6.35

公 告

都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町宮北二丁目633番 3、637番、691番 2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町上野添一丁目 8 番17号
有限会社 神崎土地建物 代表取締役 岩 崎 副 武
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成21年 3月24日
兵庫県指令東播（建）第 1 - 19号（20播磨）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古宮字願満寺355番の一部、356番、359番の一部
同 郡 同 町 二 子 字 大 坪 214 番 2 の 一 部、214 番 3 の 一 部、214 番 20

- オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあっては1,200点以上、その他の構成員にあっては1,030点以上であること。
- カ 平成6年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し completed したもの）を有すること。
- (7) 代表構成員にあっては、堤高30メートル以上（共同企業体の代表構成員以外の構成員としての実績の場合は60メートル以上）の重力式コンクリートダム工事
- (4) 構成員1にあっては、堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事
- キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる）。
- ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、かつ、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者
中央開発株式会社
- (4) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (7) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (2) 特別共同企業体の資格要件
- ア 特別共同企業体の構成員は4者（「代表」「構成員1」「構成員2」「構成員3」から構成）とし、それぞれの出資比率が15パーセント以上であること。
- イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。
- ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成21年9月17日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。
- オ 特別共同企業体のすべての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
- (3) 配置予定技術者の要件
- ア 代表構成員にあっては、次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。
- (7) ダム工事総括管理技術者の資格を有すること。
- (4) 平成6年度以降に、堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事を、監理技術者資格者証を有する者として施工した経験を有すること。
- イ 構成員1にあっては、次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- (7) ダム工事総括管理技術者、1級土木施工管理技士、技術士（建設部門）のいずれかの資格を有すること。
- (4) 平成6年度以降に、堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事を、監理技術者資格者証を有する者として施工した経験を有すること。
- ウ その他の構成員にあっては、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

オ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

カ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者、もしくは、最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、これらの場合は、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成21年7月24日（金）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務室財務第1課

電話番号（0796）26-3606

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに仕様書、設計書及び図面の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

平成21年7月24日（金）から同年8月24日（月）まで

イ 仕様書、設計書及び図面

平成21年7月24日（金）から同年9月25日（金）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「電子県庁」→「電子県庁」の中の「電子入札」→「電子入札」の中の「電子入札システム（公共工事）」→「兵庫県電子入札サイト」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにて保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）並びに入札参加資格確認資料及びVE提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成21年7月27日（月）から同年8月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、次の場所に持参する。

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
兵庫県但馬県民局養父土木事務所工事業務課
電話番号 (079) 662-2164

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成21年9月28日(月)から同月29日(火)まで
毎日午前9時から午後5時まで(9月29日(火)は午後4時まで)

(2) 開札日時

平成21年9月30日(水)午後1時30分から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書のすべての項目について確認できるもの)及び採択されたVE提案書を、平成21年9月29日(火)午後4時までに前記6(2)ウの場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書のすべての項目について確認できるもの)及び採択されたVE提案書を、平成21年9月29日(火)午後4時までに前記6(2)ウの場所に提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記12(2)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

VE提案作成要領のとおり

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案値に応じて付与される得点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件をすべて満たしていれば標準点100点を付与する。

なお、加算点は、各評価項目の得点合計に換算係数を乗じた点数とし、最大20点を与える。

加算点（20点満点）＝得点合計（30点）×換算係数（20／30）

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E提案作成要領の添付資料「(表－1) 評価の方法」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求める評価値は小数位3桁（4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)及び(イ)の要件に該当する入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 入札者の評価項目に関する提案が、最低限の要求要件を満たしていること。

イ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退できない。

9 評価内容の担保

(1) 請負者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、請負者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。申し出た理由が、請負者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

10 契約の締結

(1) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(2) 落札決定後議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議会の開会日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が3者以上となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の

上、落札者を決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成21年9月30日（水）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同年10月7日（水）午後5時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問い合わせ先

前記6(2)ウに同じ。

13 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Construction of Yofudo Dam

Type : Concrete gravity type dam

Height above lowest foundation of dam : 54.4m

Crest length : 145.0m

Volume of dam : 104,520.0m³

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 August 24, 2009

(3) Deadline for tenders :

16:00 September 29, 2009

(4) Contact :

Construction Affairs Division, Yabu Public Works Office, Hyogo Prefectural Government

320 Shimonanba Youka-cho, Yabu, Hyogo 667-0022

TEL (079)662-2164

正 誤

○平成21年6月2日付け（兵庫県公報第2086号）

兵庫県告示第683号（昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
16	下から22	湯村支店	同 湯村支店
	下から18	湯村支店	同 湯村支店
	下から17	延末支店	同 延末支店